



国九整都住第32号
平成23年7月20日

聴聞通知書

福岡県春日市春日原東町4-64-408
一級建築士（登録番号 第126973号）
仲盛 昭二 殿

国土交通省九州地方整備局長
中嶋 章雅



行政手続法（平成5年法律第88号）及び建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき下記のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第15条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 予定される不利益処分の内容
免許の取り消し又は業務停止

2 根拠となる法令の条項

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第1項第3号

3 不利益処分の原因となる事実

あなたは、別紙20物件の建築物の構造計算書に記名押印した設計者であるが、当該構造計算書は、いわゆる差し替えにより、入力データ部分とこれとは別の入力データによる出力結果部分を合わせた、一貫性がない構造計算書となっており、建築確認の審査において安全性を確認することができない。

また、別紙各建築物の意匠設計図（各階平面図、立面図等）等と整合させた構造計算を行った結果と比べ、例えば、別紙③、⑨、⑩、⑫、⑰及び⑱の建築物については構造計算書の出力結果部分の地震用重量（地震力の算定に用いる建築物の重量（固定荷重と積載荷重の和））が、また、別紙①から⑧、⑪から⑯及び⑲から⑳の建築物については構造計算書の出力結果部分の偏心率が異なっているなど、当該構造計算によっては再現

できない出力結果部分となっている。

あなたは、以上のように、一貫性がなく再現性のない、不適切な構造計算書の作成に関与し、一級建築士として不誠実な行為を行った。

4 聴聞の期日

平成23年8月5日（金）14：00～

5 聴聞の場所

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館 4階建政部会議室

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 建築業務係

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館

（電話：092-471-6331 内線：6188 担当：小森）

（教 示）行政手続法第15条第2項の規定に基づき次に掲げる事項を教示する。

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

（注 意）1 行政手続法第21条第1項の規定に基づき、当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 行政手続法第23条第1項の規定に基づき、主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出願しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

（その他）聴聞の当日は、本人であることを証明できるもの（運転免許証等）及び印鑑を用意のうえ、国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課建築業務係（別館4階）までお越しくください。